

## インフルエンザ予防接種 保護者同意書

～未成年（15歳以上の高校生）で接種当日に保護者が同伴しない場合～

未成年者の予防接種にあたっては、原則として保護者の同伴が必要です。  
ただし、15歳以上の高校生は、保護者の同意があれば、保護者が同伴しなくても接種を受けることができます。

### 【保護者の方へ】

1. 【インフルエンザワクチンの接種について】（予診票に付属）をよくお読みいただいた上で署名してください。
2. **必ず予診票も記載（署名含む）**し、一緒に提出してください。
3. 万一、副反応が出現した場合は、当院もしくは高次医療機関での治療を要する場合があります。
4. 上記の可能性も考慮し、必ず当日連絡のつく電話番号を記載下さい。
5. 保護者が接種当日に同伴する場合は、本同意書は必要ありません。

### 同意書

上記【保護者の方へ】、並びに【インフルエンザワクチンの接種について】（予診票に付属）を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解したうえで子どもが接種を受けることに同意します。また、予診票の質問事項の回答は、子どもの当日の状態と相違ないことを証明します。

年 月 日

子どもの氏名；

保護者氏名；

印

（必ず当日連絡のつく電話番号を記載ください）

緊急連絡先；



医療法人財団

日扇会 第一病院